



「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」等の廃止について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成11年4月7日

港 第 5 号
平成11年4月7日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長

} 様

土 木 部 長

「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」等の廃止について（通知）

このことについて、運輸省港湾局長から別添写しのとおり通達がありましたので通知します。

港 技 第 47 号
平成11年3月31日

鳥取県知事 殿

運輸省港湾局長

「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」等の廃止について（通達）

港湾法（昭和25年法律第218号。）第56条の2の規定に基づく「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」（昭和49年運輸省令第30号。以下「省令」という。）についての解釈及び運用については既に貴職並びに港湾管理者である都道府県の知事、重要構湾の港湾管理者の長（都道府県知事を除く。）及び県知事（港湾管理者の長であるものを除く。）等あて通達しているところありますが、今般省令の一部を改正（平成11年4月1日運輸省令第22号）し、併せて港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成11年4月1日運輸省告示第181号）を制定したことに伴い、平成11年4月1日をもって下記通達を廃止することとします。

貴管内の市町村が管理する地方港湾の港湾管理者に対しては、貴職より本通達の内容の周知方お願いします。

記

1. 港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）
（昭和55年5月19日港建第126号）
2. 港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）
（昭和63年10月14日港技第123号）
3. 港湾の施設の技術上の基準を定める省令について。（通達）
（平成5年12月10日港技折162号）
4. 港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置について（通達）
（平成7年11月17日港技第143号）
5. 港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置（その2）について（通達）
（平成9年8月28日港技第99号）